

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

鳥取県公安委員会規則第7号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号、別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（警察署長の駐車許可）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の許可を受けようとする者は、別記様式第3号の申請書を駐車しようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。<u>ただし、当該署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、電話をかけ、又はファクシミリ装置を用いて送信する方法により許可の申請をすることができる。</u></p> <p>4及び5 略</p> <p>6 署長は、駐車を許可したときは、別記様式第3号の許可証及び別記様式第3号の2の標章を交付しなければならない。<u>ただし、第3項ただし書に規定する場合は、この限りでない。</u></p> <p>7 略</p> <p>（車両等の運転者の遵守事項）</p> <p>第9条の22 法第71条第6号の公安委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 自動車を運転する場合において、法第71条の5第2項に規定する普通自動車対応免許を受けた</u></p>	<p>（警察署長の駐車許可）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の許可を受けようとする者は、別記様式第3号の申請書を駐車しようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。</p> <p>4及び5 略</p> <p>6 署長は、駐車を許可したときは、別記様式第3号の許可証及び別記様式第3号の2の標章を交付しなければならない。</p> <p>7 略</p> <p>（車両等の運転者の遵守事項）</p> <p>第9条の22 法第71条第6号の公安委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p>

者で法第91条の規定により法第71条の6第1項に規定する標識を付けるべきこととする条件を付されているものが補聴器を用いしないで表示自動車（当該標識を付けた普通自動車をいう。以下この号において同じ。）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に法第26条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。

別表第1（第3条関係）

- (1) 略
- (2) 通行禁止の規制（力からコまでに掲げる車両については、一方通行及び指定方向外進行禁止を除く通行禁止の規制並びに一方通行以外の通行禁止の規制に関連して設置された指定方向外進行禁止の規制に限る。）の対象から除外する車両
ア及びイ 略

ウ 犯罪の捜査、交通の取締りその他警察の責務の遂行のため使用中の車両及び当該目的のため警察車両に誘導されている車両

エ 検察官、検察事務官又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第190条の規定により別に法律で定められた司法警察職員として職務を行う者が捜査のため使用中の車両

オ 略

カ 公職選挙法に基づく選挙運動用自動車又は政治活動用自動車として、選挙運動期間中における選挙運動又は政治活動のため使用中の車両

キ～コ 略

- (3)～(5) 略

別記様式第3号の2の2（第9条の2関係）

放置違反金納付命令書

別表第1（第3条関係）

- (1) 略
- (2) 通行禁止（ウからコまでに掲げる車両については、車両進入禁止及び指定方向外進行禁止を除く。）の規制の対象から除外する車両

ア及びイ 略

ウ 公職選挙法に基づく選挙運動用自動車又は政治活動用自動車として、選挙運動期間中における選挙運動又は政治活動のため使用中の車両

エ 犯罪の捜査、交通の取締りその他警察の責務の遂行のため使用中の車両

オ 略

カ 検察官、検察事務官又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第190条の規定により別に法律で定められた司法警察職員として職務を行う者が捜査のため使用中の車両

キ～コ 略

- (3)～(5) 略

別記様式第3号の2の2（第9条の2関係）

放置違反金納付命令書

第 号
年 月 日

様

鳥取県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、下記のとおり放置違反金の納付を命令します。

同封の納入通知書により納付してください。

記

略	略
納付の場所	納入通知書記載の金融機関（記載以外の金融機関については、別に振込手数料がかかりますが、取扱いができます。ただし、 <u>鳥取県、鳥根県、岡山県、広島県及び山口県以外の都道府県に所在する株式会社ゆうちょ銀行の本店、支店又は代理店では取扱いできません。</u> ）
略	略

略

注 略
教示 略
備考 略

別記様式第3号の2の4（第9条の4関係）
（表）

第 号
年 月 日

様

鳥取県公安委員会 印

督促状

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（ 年 月 日）を経過してもまだ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納入通知書により至急納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

記

略	略
納付場所	納入通知書に記載の場所（記載以外の金融機関については、別に振込手数料がかかります）

第 号
年 月 日

様

鳥取県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、下記のとおり放置違反金の納付を命令します。

同封の納入通知書により納付してください。

記

略	略
納付の場所	納入通知書記載の金融機関（記載以外の金融機関については、別に振込手数料がかかりますが、取扱いができます。ただし、 <u>株式会社ゆうちょ銀行又は郵便局株式会社では取扱いできません。</u> ）
略	略

略

注 略
教示 略
備考 略

別記様式第3号の2の4（第9条の4関係）
（表）

第 号
年 月 日

様

鳥取県公安委員会 印

督促状

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（ 年 月 日）を経過してもまだ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納入通知書により至急納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

記

略	略
納付場所	納入通知書に記載の場所（記載以外の金融機関については、別に振込手数料がかかります）

が、取扱いできます。ただし、鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県以外の都道府県に所在する株式会社ゆうちょ銀行の本店、支店又は代理店では取扱いできません。)

略

注 略
教示 略
備考 略

(裏)

略

別記様式第3号の3(第9条の10、第9条の12関係)

略

登録申請書
登録更新

年 月 日

鳥取県公安委員会 様

申請者 主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者の氏名 ⑩

第 2 項 の 規
道路交通法第51条の8 第7項において準用する
定 に よ り 登 録 の申請をします。
同条第2項の規定により登録更新

略

法人の種類 1 株式会社 2 有限会社
3 一般社団法人 4 一般財団法人
5 その他 ()

略

(登録更新申請の場合のみ記載)

略

添 付 書 類	[法人関係]	[各役員関係]
	定款等	戸籍謄本又は抄本
	登記事項証明書	登記事項証明書
	役員の氏名及び住所を記載した名簿	診断書
	欠格事由に該当しない旨の誓約書	

が、取扱いできます。ただし、株式会社ゆうちょ銀行又は郵便局株式会社では取扱いできません。)

略

注 略
教示 略
備考 略

(裏)

略

別記様式第3号の3(第9条の10、第9条の12関係)

略

登録申請書
登録更新

年 月 日

鳥取県公安委員会 様

申請者 主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者の氏名 ⑩

第 2 項 の 規
道路交通法第51条の8 第7項において準用する
定 に よ り 登 録 の申請をします。
同条第2項の規定により登録更新

略

法人の種類 1 株式会社 2 有限会社
3 財団法人 4 社団法人
5 その他 ()

略

(登録更新申請の場合のみ記載)

略

添 付 書 類	[法人関係]	[各役員関係]
	定款・寄附行為等	戸籍謄本又は抄本
	登記事項証明書	登記事項証明書
	役員の氏名及び住所を記載した名簿	診断書
	欠格事由に該当しない旨の誓約書	

資機材を保有する 旨の誓約書 駐車監視員資格者 証の写し(2名以上) 事務所に係る資料	資機材を保有する 旨の誓約書 駐車監視員資格者 証の写し(2名以上) 事務所に係る資料
略	略
注 略	注 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第3号の3の改正は、平成20年12月1日から施行する。